

小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第11条第2項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査、審議等をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の半数以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

5 会議の傍聴については、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領による。

(会議録の作成)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び会場
- (2) 会議への出席委員等及び欠席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の全文
- (4) その他議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、次条に定める署名をした日をもって確定する。

(会議録署名)

第8条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議ごとに議長が指名する。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開について必要な事項は、小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程を準用する。

(関係者等の出席)

第10条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

2 関係者等が小委員会に出席したときは、報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）を受けることができる。

3 前項の報酬等の額及び支給方法は、小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局におい

て処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月17日から施行する。